

用した為従業員一両之れを不慮として對策協会の結果代表二名  
を逃はし同月二十九日専業主に對し次の要求をなしたのである  
十、要求並に解決状況

賃 水 事 項

1、井上監督を解雇すること  
と、平田を復職せしむること  
う、給料全部を固定給とすること

(現在半額固定給半額は上り高の五分)

右第一回口頭要求に對し専業主は人事に關する要求には應ずる  
こと能はずとて拒絶したるも、翌三十日全員罷業して更に奮闘  
を以つて要求し果つたので、連轉手半出米の復職のみは容認し  
たるも、従業員に於ては之れに満足せず罷業を續行したので、  
専業主側では他會社より連轉手助手の應接を待て専業主を組織す

ると共に三十一日連轉手助手の募集に着手し強敵なる態度に出  
たので、従業員側の結果亂るるに至り、十一名は十一月一日  
より罷業を申出で七名は退職することとなつたのである。而し  
て退職者七名は解雇手箇の要求をなしたが結局十一月三日會社  
側は連轉手六名専業主一名計七名を解雇することとし一人宛金五  
圓の解雇手箇を支給し解決せり。